

職員の高齢者部分休業に関する条例（案）概要

1 趣旨

職員の高齢者部分休業（高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による心身の変化を補い、仕事と家庭の両立を支援するための休業）に関し必要な事項を定める。

2 承認

任命権者は、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として高齢者部分休業を承認することができる。

3 高年齢として条例で定める年齢

地方公務員法第26条の3第1項の規定により、高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

4 承認の取消し又は休業時間の短縮

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員の高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた時間）を短縮することができる。

5 休業時間の延長

任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

6 給与の減額

職員が高齢者部分休業の承認を受け勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、次の計算式により給与を減額することとする。

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当、特殊勤務手当等の手当の額}) \times 12 \text{月}}{38 \text{時間} 45 \text{分} \times 52 \text{週} - 7 \text{時間} 45 \text{分} \times \text{年度内の休日数}}$$

7 施行期日

令和5年4月1日

【参考 根拠法令】

地方公務員法第26条の3第1項 抜粋

任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。